

亀山市告示第2号

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第7条第1項の規定に基づき、平成30年亀山市告示第121号において別途告示で定めることとされている期日については、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成31年1月31日とする。

平成31年1月18日

亀山市長 櫻井 義之